

小川広場利用方針 (スポーツセンター代替施設整備)(案)

令和8年〇月 策定

第1 策定の趣旨

小川広場は、「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針」において留保財産として位置付けられており、将来的な行政需要等に対応するため、計画的な保有及び活用を図ることとしている。

現在、区では新スポーツセンターの整備に向けた検討を進めており、現地建替えに伴い、建替え期間中における区民のスポーツ活動機会を確保するため、代替施設の整備が必要となっている。

そのため、スポーツセンターの代替施設用地として小川広場の一部を活用し、その利用にあたっての基本的な考え方を示すものである。

第2 対象地の概要及びスポーツセンター代替施設整備の必要性

1 対象地の概要

財 産 名	小川広場
所 在 地	千代田区神田小川町三丁目6番11
敷 地 面 積	約3,179㎡
用 途 地 域	商業地域
防火地域等	防火地域
建 ぺ い 率	90%
容 積 率	480%

2 対象地の現況

小川広場にはフットサルコート及び広場が整備されており、サッカー教室、子どもの遊び場事業、神田スポーツ祭り、神田カレグランプリなどスポーツ、子どもの遊び場及び地域イベント等の様々な用途で利用されている。

3 スポーツセンター代替施設整備の必要性

現スポーツセンターは、区民のスポーツ活動及び各種大会の拠点施設として広く利用されており、特に主競技場は利用率が高い。建替え期間中においても、区民のスポーツ活動環境を継続的に確保するため、主競技場機能の代替施設を整備する必要がある。

第3 利用方針

1 活用の基本方針

小川広場の一部については、スポーツセンターの建替え期間中における区民のスポーツ活動環境を確保するため、主競技場機能を有する代替施設用地として活用する。

2 導入する機能

スポーツセンターにおいて利用率が高く、区民スポーツ大会等の主要会場として利用されている主競技場の代替施設を整備する。施設規模は、現スポーツセンター主競技場と同程度の競技空間を確保することを基本とし、観覧席その他必要な機能を備えるものとする。

3 利用期間

代替施設の整備開始から解体までの利用を予定する（令和9年度末から令和17年度）。

なお、新スポーツセンターの供用開始後は、代替施設としての役割を終えることから、原則として施設を撤去し小川広場の今後の活用方針を踏まえた土地利用を検討する。

4 活用にあたっての留意事項

（1）地域との連携

施設整備及び運営にあたっては、地域住民、町会、関係団体等と継続的に情報共有を行い、相互理解を図りながら進めるものとする。

（2）既存施設との共存

既存フットサルコートについては、工事期間中を除き、継続利用を前提とし、相互に支障が生じない施設配置とする。

（3）擁壁への配慮

敷地南側に存する既存擁壁については安全面に十分配慮し、建物荷重が擁壁へ影響を与えない配置計画とする。

（4）周辺環境への配慮

工事期間中及び供用期間中において、騒音、振動、交通動線等について適切な対策を講じ、周辺環境への影響低減を図る。